

尾張旭市監査公表第23号

令和5年11月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年12月7日付け5都整第262号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

都市整備部都市整備課

監査の指摘事項	措置状況
行政財産目的外使用料について、使用料算定の根拠となっている尾張旭市道路占用料条例の一部改正により、令和5年4月1日から改定されているが、改定前の使用料のまま納付の請求を行っている。	指摘事項については、一部改正後の尾張旭市道路占用料条例により行政財産目的外使用料を算定し、納付済みの使用料について、差額分を返金し、対応しました。今後は、適正に事務を行うよう改めます。